

令和7年度

**上山市立中学校における部活動の
在り方に関するガイドライン**

**上山市教育委員会
上山市中学校長会**

1 ガイドラインの趣旨

上山市における部活動の在り方に関する方針（以下、「市の方針」とする）に則り、上山市立中学校の生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して地域、学校、競技種目、活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。また、「山形県における部活動改革のガイドライン（令和5年3月 山形県教育委員会）」及び、部活動地域展開検討委員会での決議事項を参考にし、部活動改革を進めることを目指す。

- （1）知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒が運動習慣の確立などを図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化などの活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- （2）生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- （3）学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- （4）平成20年度から取り組んできた山形県中学校校長会の「部活動に関する申し合わせ事項」及び「令和6年度以降の上山市内各中学校部活動に関する変更等について（令和6年2月2日現在 上山市中学校長会）」を生かし、上山市教育委員会として部活動に関するルールを確認すること。

2 適切な運営のための体制整備

- （1）「市の方針」を受け「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動計画等と共に公表する。
- （2）生徒数やニーズに応じた適正な数の部を設置する。
- （3）部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組の確認と評価を行う。
- （4）保護者と情報を共有し信頼関係を深めるよう努める。
- （5）「山形県における部活動改革のガイドライン（令和5年3月 山形県教育委員会）Ⅱ 部活動改革に向けた学校の体制整備1～4」の取組について、各学校の実情を踏まえながら、確実に取組む。
- （6）部活動毎の生徒・保護者の意向、部員不足、指導者不足について各校で確認し部活動地域展開検討委員会に報告する。
- （7）複数校の生徒が参加するなどの合同部活動については当該学校同士で検討する。
- （8）生徒の希望する部活動がない学校については拠点校部活動を活用し生徒の希望に応じることができるよう進める。（拠点校部活動については令和7年度より実施する）

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメント、いじめの根絶を徹底する。
- (2) 休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 各種団体が作成している「指導の手引き」を十分に活用して指導を行う。

4 適切な部活動の運営

- (1) 学校設置部活動への加入を任意とする。
- (2) 学期中の休養日
 - ① 週2日の休養日を設ける。
 - ② 毎週日曜日を休養日とする。できない場合は直近の土曜日を休養日とする。
 - ③ やむを得ない事情※で土日とも活動した場合は平日を休養日とする。
 - ④ 令和7年度2学年が主体となるタイミングで、月2回以上、土曜・日曜を連続休養日とする。

※「やむを得ない事情」とは以下の事項とする。

- ① 中体（文）連主催大会（地区総体・新人、県以上）の3週間前
- ② 地区予選を経て出場する上位大会の1週間前
- ③ 上記以外で校長が「やむを得ない」と判断した場合

- (3) 活動時間
 - ① 活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度を超えないようにする。
 - ② 終日活動する場合は、前日か翌日を休養日にする。
 - ③ 平日の部活動時間の確保も考慮しつつ、部活動終了・下校時刻を段階的に早める。
- (4) 長期休業中の休養日
 - ① 部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - ② 土日、祝日は原則行わない。
- (5) 始業前の練習
 - ① 禁止とする。
- (6) 保護者会主催の練習会
 - ① 禁止とする。
 - ② 保護者会の目的は部活動の支援・協力・応援にあることを確認する。
- (7) 部活動と同様のクラブ等の活動
 - ① 該当団体への加入は任意とする。
 - ② 部活動顧問又は担任に、活動の実態を把握するよう指導する。
- (8) 休養日や活動時間は、地域や学校の実態を踏まえて設定する。

- ・ 定期試験前の一定期間に、学校全体の部活動休養日を設ける。
- ・ 「中体連主催大会」「吹奏楽連盟主催大会」等の前に、特別強化期間*を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動日数・時間の目安を示し、休養日を振替える。

* 大会などの前に、学校独自の休養日・活動時間を設定して活動する一定の期間のこと。

5 部活動における事故防止

- (1) 安全体制の整備と生徒の健康状態の把握により、事前の事故防止を徹底する。
- (2) 安全点検と AED 使用方法を含む応急処置研修を実施する。
- (3) 活動時の気象情報（高温・多湿、雨天、雷・暴風雨等）に十分留意し、活動中止や中断の判断をする。
- (4) 上山市小中学校熱中症対応ガイドラインを遵守する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担を考慮して参加する大会等を精査する。

本ガイドラインの適切な運用のため、以下のそれぞれの立場から責務を果たすよう努める。

1 上山市教育委員会の責務

- (1) 国・県の動向を注視し、部活動改革を積極的に進める。
- (2) 上山市中学校長会からの報告・具申を受け、本ガイドラインに改善すべき点があった場合は速やかに改善を図る。
- (3) 本ガイドラインについて、上山市スポーツ協会や競技団体及び文化団体協議会等関係する団体への周知を図る。

2 上山市中学校長会の責務

- (1) 定例の上山市中学校長会議において、本ガイドラインの遵守状況や「諸般のやむを得ない事情」として認めた事案等を定期的に確認する。
- (2) 本ガイドラインに改善すべき点があった場合には、速やかに上山市中学校長会議で協議し、改善点を上山市教育委員会に具申する。

3 学校の責務

- (1) 本ガイドラインを教員・生徒・保護者・部活動指導員・外部指導者に周知する。
- (2) 部活動顧問に対して、定期的に活動計画及び活動実績を確認することにより、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行うとともに、部活動顧問の負担が過度とならないよう適宜、管理・指導・是正を行う。
- (3) 県外及び宿泊を伴う活動を実施する場合には、上山市立小・中学校管理規則に従い、上山市教育委員会の承認を受ける。
- (4) 市教育委員会と連携し、部活動改革を積極的に進める。
- (5) 情報の共有
 - ① テスト期間及び感染症の流行等により部活動を中止するときは、その旨を保護者に伝え、活動停止の共通理解を図る。
 - ② 保護者の協力と理解を得るため、部活動の運営に関する説明を適切に行う。
- (6) 連絡会の設置
 - ① 部活動の取組や、その評価を行い改善に努める。